

令和6年5月15日
文教・福祉常任委員会資料
福祉こども部地域福祉課

宇治市総合福祉会館の指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する宇治市総合福祉会館につきまして、令和7年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、4月25日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討いたしました結果、以下のとおりとし、選定を行うことを決定しましたので報告いたします。

施設名	宇治市総合福祉会館
現在の 指定管理者	社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会
公募・非公募	
非公募	理由 宇治市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に設置され、多岐にわたる福祉関係事業を展開し、福祉関係団体とのネットワークを含め、地域福祉分野における高い専門性と公共性を有している。 総合福祉会館の設置目的を実現するためには、こうした社会福祉協議会の有する機能及び能力を最大限活用することが効果的である。
指定期間	
5年	令和7年度～令和11年度
利用料金制度	
導入無	理由 現時点においては、使用料の設定がない施設であるため。
委員会意見	
非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当と考える。	

上記を踏まえ、今後の予定は以下のとおり。

- 10月 第3回宇治市指定管理者候補者選定委員会（書面審査）
- 12月 指定管理者指定議案の提出